

脱炭素化の動向と取組紹介

近畿地方環境事務所 地域循環共生圏・脱炭素推進グループ 濱 和宏











本日の内容



1. 脱炭素社会に向けた国内外の動向

2. 企業の脱炭素経営

3. 脱炭素化のアイデア

1. 脱炭素社会に向けた国内外の動向

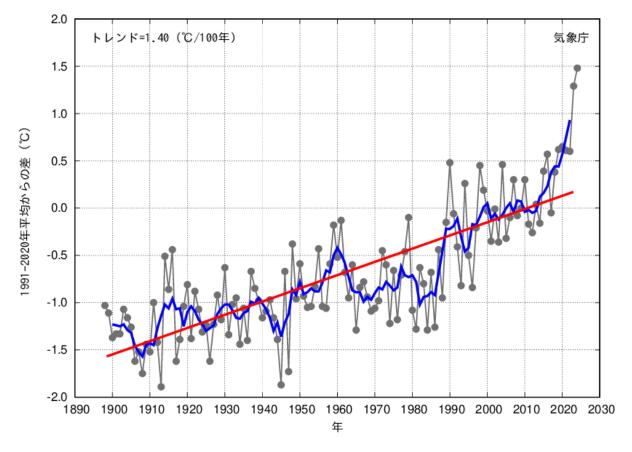
年間平均気温の推移



- ・1898年の統計開始以降、2024年の日本の年平均気温は最も高い値となった。
- ・日本の年平均気温は、変動を繰り返しながら長期的には100年あたり1.40℃の割合で上昇。

・世界気象機関(WMO)は、2024年の世界平均気温が、産業革命前と比べて1.55℃上

回ったと発表。



日本の年間平均気温偏差(基準値は1991~2020年の30年平均値)

カーボンニュートラルに関する世界の動向



- 2015年パリ協定によって脱炭素化が世界的な潮流になり、気温上昇を2℃未満に抑える 目標達成に向けて各国が努力している
 - →カーボンニュートラルは世界共通の目標

159か国・地域が参加 途上国を含む全ての参加国に、 排出削減の努力を求めるもの

2015年12月 パリ協定が採択(COP21)

- ・2 ℃目標(1.5℃に抑える努力を継続)、今世紀後半に温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡 を達成
- ・適応、資金、能力構築、技術、透明性等、全ての国の関心を盛り込んだ包括的な内容
- ・5年ごとのサイクル

2018年10月 IPCC 1.5℃特別報告書公表

■1.5℃特別報告書:2018年10月に公表された同報告書では、現時点で約1℃温暖化しており、現状のペースでいけば2030年~2052年の間に1.5℃まで上昇する可能性が高いこと、1.5度を大きく超えないためには、2050年前後のCO2排出量が正味ゼロとなることが必要であると示唆。

政府の2050年カーボンニュートラル宣言



- 2020年10月26日に行われた第203回国会における元・菅内閣総理大臣所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
- 同30日に行われた地球温暖化対策推進本部において、菅総理より「2050年 カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」とし、地球温暖 化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの加速を指示。

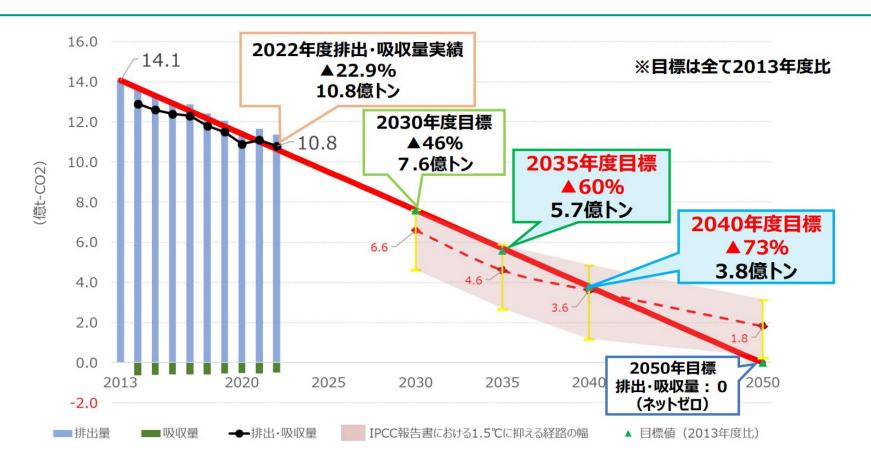


地球温暖化対策を日本の成長戦略へ

我が国の温室効果ガス削減目標と排出量の状況



- ■2022年度の我が国の<mark>温室効果ガス排出・吸収量</mark>は約10億8,500万トン(CO₂換算)となり、2021年度比2.3%減少(▲約2,510万トン)、2013年度比22.9%減少(▲約3億2,210万トン)。
- ■過去最低値を記録し、オントラック(2050年ネットゼロに向けた順調な減少傾向)を継続。
- ■本年2月18日の閣議で、温室効果ガスを2035年度に60%、2040年度に73%、それぞれ削減するという目標を盛り込んだ国の温暖化対策計画を決定。



GX(グリーントランスフォーメーション)



・ 脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時実現すべく、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造からクリーンエネルギー中心のものへと転換

- GXに向けた大規模な投資 競争が世界規模で発生
- 日本が強みを有するGX 関連技術を活用し、経済 成長を実現。



- 世界で脱炭素化に向けた 潮流が加速
- GXにより、2030年温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの国際公約を実現。

- ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレーションが発生。
- ・ <u>化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強い</u> エネルギー需給構造を構築。

GX実現に向けた基本方針 (R5.2閣議決定) ⇒ GX推進戦略 (R5.7閣議決定)



(1) エネルギー安定供給の確保を 大前提としたGXの取組

①徹底した省エネの推進

- 複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金の創設
- 省エネ効果の高い断熱窓への改修等、住宅省エネ化への 支援強化

②再エネの主力電源化

次世代太陽電池(ペロブスカイト)や浮体式洋上風力の 社会実装化

③原子力の活用

- 安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化
- 厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り運転期間のカウントから除外を認める

4その他の重要事項

- 水素・アンモニアと既存燃料との価格差に着目した支援
- カーボンリサイクル燃料(メタネーション、SAF、合成燃料等)、蓄電池等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進

(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」 等の実現・実行

- ①GX経済移行債を活用した、今後10年間で 20兆円規模の先行投資支援
- ②成長志向型カーボンプライシングによるGX投 資インセンティブ
- ③新たな金融手法の活用
- ⇒ 今後10年間で150兆円を超えるGX投資を 官民協調で実現・実行

4国際展開戦略

- クリーン市場の形成やイノベーション協力を主導
- 「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)構想を実現

⑤公正な移行などの社会全体のGXの推進

- 成長分野等への労働移動の円滑化支援
- 地域・くらしの脱炭素化を実現

⑥中堅·中小企業のGXの推進

サプライチェーン全体でのGXの取組を推進

2. 企業の脱炭素経営

そもそも脱炭素経営とは何か?



- 脱炭素経営とは、気候変動対策(≒脱炭素)の視点を織り込んだ企業経営のこと。
- 従来、企業の気候変動対策は、あくまでCSR活動の一環として行われることが多かったが、近年では、気候変動対策を自社の経営上の重要課題と捉え、全社を挙げて取り組む企業が大企業を中心に増加。サプライチェーン・バリューチェーンの観点から、中小企業にも取組が求められる。

気候変動対策が 企業経営上の重要課題に

経営

事業

CSR

経理

財務

【従来】

● 気候変動対策 = 単なるコスト増加、あくまでCSR活動の一環として行うもの



【脱炭素経営】

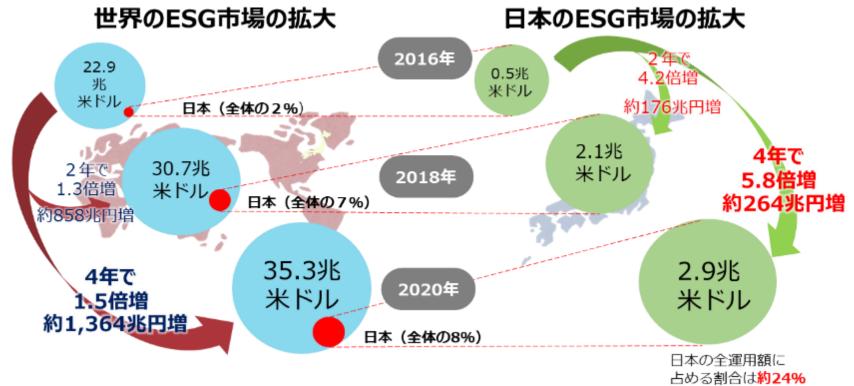
●気候変動対策=○単なるコスト増加ではなく、 リスク低減と成長のチャンス ○経営上の重要課題として、 全社を挙げて取り組むもの

> 出典:『TCFDを活用した経営戦略立案のススメ ~気候関連リスク・機会を織り込む シナリオ分析実践ガイドver3.0~』より環境省作成

ESG金融の拡大



- ■ESG金融とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance)という非財務情報を考慮して行う投融資のこと。
- ■そのうち、ESG投資が世界的に注目されているが、世界全体のESG投資残高に占める我が国の割合は、2016年時点で約2%にとどまっていた。その後4年で国内のESG投資は5.8倍、2020年には世界全体の約8%となっている。



脱炭素経営に向けた取組の広がり(情報開示の加速)



- ESG金融の進展に伴い、グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示 (TCFD) や脱炭素に向けた目標設定(SBT, RE100)が国際的に拡大。投資家等への脱 炭素経営の見える化を通じ、企業価値向上につながる。
- さらに、こうした企業は、**取引先(サプライヤー)にも目標設定や再工ネ調達等を要請**。脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得に結びつく。

TCFD

- ■投資家等に適切な投資判断を促すために、<u>気候関連財務情報開示を企業等へ促進</u>することを目的とした民間主導のタスクフォース
- ■主要国の中央銀行、金融監督当局、財務省等の代表からなる金融安定 理事会(FSB)の下に設置

SBT

- パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定、実行を求める国際的なイニシアティブ
- ■国際NGO(CDP、WRI、Global Compact、WWF)が運営

RE100

- ■企業が自らの事業の<u>使用電力を100%再工ネで賄うことを目指す</u>国際的なイニシアティブ
- ■国際NGO(The Climate Group、CDP)が運営

サステナビリティ全般に関する情報開示の動き



- コーポレートガバナンス・コードの改訂(令和3年)による、プライム市場におけるTCFD情報開示の義務化(令和4年4月~)
- 令和4年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」、「コーポレートガバナンスに関する開示」などに関して、制度整備を行うべきとの提言。
- 金融庁は、企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、有価証券報告書及び有価証券届出書の記載事項を改正(令和5年1月)。
- 令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用

<主な改正内容>

○サステナビリティ全般に関する開示サステナビリティ情報の「記載欄」の新設

1.有価証券報告書等に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については、 必須記載事項とし、「戦略」及び「指標及び目標」については、重要性に応じて記載を求めることとします。

また、サステナビリティ情報を有価証券報告書等の他の箇所に含めて記載した場合には、サステナビリティ情報の「記載欄」において当該他の箇所の記載を参照できることとします。

2.将来情報の記述と虚偽記載の責任及び他の公表書類の参照(企業内容等の開示に関する留意事項について(以下「開示ガイドライン」)) 将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と 実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと、

また、当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容(例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程)の概要とともに記載すること、

が考えられること等を明確化することとします。

サプライチェーンで全体での脱炭素化



■ 自社の脱炭素だけでなく、原材料製造時や製品使用時等も含めたサプライチェーン全体で脱炭 素を進める動きが近年広がっている。それに伴い、中小企業にも脱炭素の波が広がる。



Scope1:事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量=Scope1排出量+Scope2排出量+Scope3排出量

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも 巻き込まれる。
- 大企業のみならず、中小企業も含めた取組が必要(いち早く対応することが競争力に)

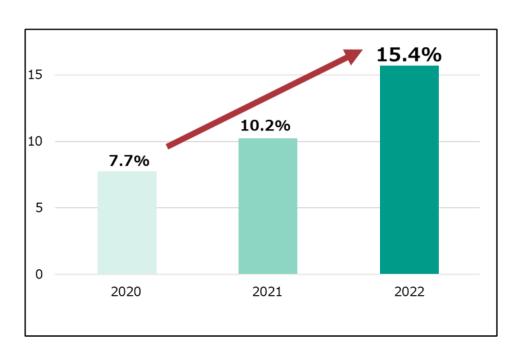
サプライチェーンからの要請状況



- 大企業中心にサプライチェーン全体の脱炭素化が求められることを背景に、取引先へCO2排出量の可視化・ 削減を求める潮流が着実に高まっている状況。
- 今後もその流れが拡大した際に、脱炭素経営対応が遅れていると、取引上のリスクとなる恐れがあり、中堅・中小企業にも早期の対応が求められている。

取引先からの温室効果ガスの把握、削減に向けた協力要請状況 【「あった」と回答した企業の割合】

大企業による要請例



例1 (建築業

サプライヤーに対して、脱炭素の取組に取り組んでいるかに関するアンケートを実施します。

例2

自社製品の製造にかかるCO2排出量を正確に知るため、サプライヤーにもCO2排出量を算定していただきます。

脱炭素に関する研修動画を作成したので、サプライヤーにも視聴していただきます。また、算定ツールも作成したので、今後サプライヤーにも提供します。

※出所:中小企業庁「2023年版 『中小企業白書』」

サプライチェーンで全体での脱炭素化(SBT認定企業の増加)

2023年3月1日現在



- SBT認定企業はScope3の削減目標も設定する必要があり、中には、その目標としてサプライヤーにSBT目標を設定させることを掲げるSBT認定企業も存在する。
- SBT認定を取得すれば、これらの顧客からの要望に対応できる→中小企業の取得増加

Scope3の削減目標として、サプライヤーへのSBT目標設定を掲げるSBT認定企業一覧(1/2)

企業名	セクター	目標			
		Scope	目標年	概要	
大和ハウス工業	建設業	Scope3 カテゴリ1	2025年	購入先サプライヤーの90%にSBT目標を設定させる	
第一三共	医薬品	Scope3 カテゴリ1	2020年	主要サプライヤーの90%に削減目標を設定させる	
ナブテスコ	機械	Scope3 カテゴリ1	2025年	主要サプライヤーの70%に削減目標を設定させ、2030年まで にSBTを目指した削減目標を設定させる	
大日本印刷	印刷	Scope3 カテゴリ1	2025年	購入金額の90%に相当する主要サプライヤーに、SBT目標を 設定させる	
イオン	小売	Scope3 カテゴリ1	2021年	購入した製品・サービスによる排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる	
ジェネックス	建設業	Scope3 カテゴリ1	2024年	購入した製品・サービスの排出量の90%に相当するサプライヤー に科学に基づく削減目標を策定させる	
コマニー	その他製品	Scope3 カテゴリ1	2024年	購入した製品・サービスによる排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる	

SBTに取り組むメリット



Scope3の削減目標として、サプライヤーへのSBT目標設定を掲げるSBT認定企業一覧(2/2)

企業名	セクター	目標			
		Scope	目標年	概要	
武田薬品工業	医薬品	Scope3 カテゴリ1,2,4	2024年	購入した製品・サービス、資本財、輸送・配送(上流)による排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる	
国際航業	空運業	Scope3 カテゴリ1,2	2026年	購入した製品・サービス、資本財による排出量の65%に相当するサプライヤーにSBT目標を設定させる	
浜松ホトニクス	電気機器	Scope3 カテゴリ1	2026年	購入した製品・サービスによる排出量の76%に相当するサプライヤーにSBT 目標を設定させる	
朝日ウッドテック	その他製品	Scope3 カテゴリ1	2027年	購入した製品・サービス、輸送・配送(上流)による排出量の80%に相当するサプライヤーにSBT目標を設定させる	
פעם	食料品	Scope3 カテゴリ1,2,4	2027年	購入した製品・サービス、資本財、輸送・配送(上流)による排出量の80%に相当するサプライヤーにSBT目標を設定させる	
ルネサス エレクトロニクス	電気機器	Scope3 カテゴリ1	2026年	購入した製品・サービスによる排出量の70%に相当するサプライヤーにSBT目標を設定させる	
ソニーグループ	電気機器	Scope3 カテゴリ1	2025年	購入した製品・サービスによる排出量の10%に相当するサプライヤーにSBT目標を設定させる	
REINOWA ホールディングス	電気機器	Scope3 カテゴリ1	2026年	カテゴリ1(購入した製品・サービス)を対象とした排出量の76%に相当するサプライヤーのSBTの目標設定をさせる。	
AGC	ガラス・土石 製品	Scope3 カテゴリ1 カテゴリ3	2027年	購入した商品とサービス、および燃料とエネルギー関連の活動を対象とした 排出量で、サプライヤーの 30% に科学に基づく目標を設定させる。	
DIC	化学	Scope3 カテゴリ1	2027年	購入した商品やサービスをカバーするサプライヤーの80%に、2027年までに 科学的根拠に基づいた目標を設定させる。	
ブリヂストン	ゴム製品	Scope3 カテゴリ1	2026年	購入した製品・サービスに関わる排出量の92%に相当するサプライヤーに SBTの目標を設定させる。	

先んじて脱炭素経営に取り組むメリット



■ 先んじて脱炭素経営に取り組むことで以下の5つのメリットを享受できる可能性があります。

1

優位性の構築



他社より早く取り組むことで自社の競争力を強化し、**売上・ 受注の拡大**につなげます

2

光熱費・燃料費の低減





光熱費・燃料費の低減により、コスト削減につなげます

3

知名度·認知度向上



メディア露出や国や自治体からの表彰などにより、企業の<u>知</u> 名度や認知度を向上できます

4 社員のモチベーション向上・ 人材獲得力の強化



気候変動などの社会課題の解決に取り組むことで、**意欲の** 高い人材を集める効果が期待できます

5

好条件での資金調達



金融機関による脱炭素関連の取り組みを受けて、<u>脱炭素経営を積極的に推進する企業への融資条件を優遇する動き</u>が広がっています

※出所:「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入ハンドブック」 18

優位性の構築



- (株)艶金は、石油ショックの際に、バイマスボイラーを設置するなど脱炭素につながる取組を開始しました。
- ファッション業界での持続可能性への注目度の高まりを踏まえ、脱炭素化が中小企業の競争力強化につながるという認識の下、中長期の排出削減目標を設定しSBT認定を取得しています。
- 積極的な脱炭素経営の対外発信により、新規の問い合わせがあるなど、受注機会を獲得しています。

株式会社艶金(岐阜県大垣市)における取組・成果

きっかけ

• 中小企業が他社に先駆けてCO2排出量把握、削減目標を宣言など、いち早く脱炭素経営に向けた準備を進めれば、品質や納品する部品・中間財のコスト・納期対応力以外に競争力を持ち、付加価値アップにつながる絶好のチャンスととらえるように



• 脱炭素経営の取組を、取引先にわかりやすくアピールするために、 Scope1,Scope 2のCO2排出量を把握。SBT水準の削減目標を設定



- メディア(NHKニュース)での紹介や業界新聞等の掲載。
 <u>過去に取引のなかったアパレル企業、異業種企業からの問い合わせがあるなど、優位性を</u>構築
- 取引先の企業からESGに関しての質問があった際、バイオマスボイラの設置 も含めた環境の取組が高く評価され、受注獲得の要因の一つに

企業プロフィール **Tsuyakin**。

岐阜県大垣市、繊維工業 資本金:9,000万円、従業員:130名 (2023年度末時点)



工場外観



導入している機器外観

画像:(株)艶金 提供

19

※出所:脱炭素経営推進ガイドブック(令和4年度改定分)「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入事例集」 https://www.env.go.jp/content/000114657.pdf、ヒアリングをもとに環境省作成

光熱費・燃料費の低減



- 中部産商(株)は、鋳造用耐火物の製造を行っており、焼成や乾燥工程で多くのガスや電気を使用していますが、省エネの取組によりガス使用量を半分に減らし、光熱費を約1,000万円削減しました。
- 多品種少量生産で原価割れだった製品も、省エネにより利益を出せるようになり、積極的に製造・拡張しました。 さらなる製造原価低減にも結び付く好循環を生んでいます。

中部産商株式会社(三重県四日市市)における取組・成果

きっかけ

- 鋳造用耐火物は粘土等を焼成・乾燥させる工程で多くのガスや電気を使用
- ガス代を下げないと他者との競合に勝てないと認識
- 少品種多種から多品種少量に切り替える方針に基づき、設備の更新を順次実施

取組

- 三重県産業支援センターの専門家派遣事業や有識者との意見交換を通じてノウハウを獲得
- 補助金を活用して新型炉を導入し省エネ化
- 燃焼空気及び燃焼ガスの流量を測定し空気比の管理を行うことで、運用の 最適化を図る等のコストのかからない省エネの取組も実施

成果

- 効率性を向上させ、生産量は増加させつつ、ガスの消費量を半分近く減らす
- 多品種少量生産のスタイルにつき、原価割れでも取引先との関係上出荷せざるを得ない製品も一部あったが、**省エネによって利益を出せるよう**に
- そういった製品も積極的に生産・拡販でき、更なる**製造原価低減**に結ぶつくなど、好循環を生み出す

企業プロフィール



中部產商株式会社

三重県四日市市、鋳造用耐火物製造業 資本金:2,000万円、従業員:17名 (2023年7月末時点)



企業外観

※出所:脱炭素経営推進ガイドブック(令和4年度改定分)「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入事例集」 https://www.env.go.jp/content/000114657.pdf、とアリングをもとに環境省作成

社員のモチベーション向上・人材獲得力の強化



- (株)FUJIDANは、各種脱炭素経営施策を実行することにより、各種認証や表彰を受けています。
- 各種認証取得や表彰実績により、社員のモチベーション向上や、人材獲得力が強化され、応募者増加に至りました。

株式会社FUJIDAN(香川県東かがわ市)における取組・成果

きっかけ

• 燃料費・光熱費の高騰を背景に、脱炭素経営への取組を開始

取組

- 地下水の屋根散水で工場内温度低減やLED化、自家消費型太陽光発電設備の整備により年間約69tのCO2削減、社有車のEV化といった幅広い施策を推進
- 加えて、生産工程からでた段ボール廃材の再利用にも取り組む



- 「かがわ地方創生SDG s 登録」認証取得や、「かがわ脱炭素取組大賞」受賞、 「脱炭素チャレンジカップ2024」奨励賞受賞といった外部からの表彰・認証を取 得。取引先からの評価向上や、マスコミの取材増加による会社PRに繋がった
- ・ さらに、人材面でも「採用活動での応募者増加」「省エネと脱炭素に対する社 員意識の向上」「社員の家族から信頼向上」といった成果も創出

企業プロフィール

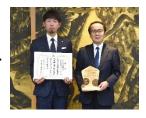


香川県東かがわ市、紙・紙加工品製造業 資本金:4,000万円、従業員数:110名 (2023年度末時点)

画像:(株)FUJIDAN 提供



本社工場屋根に 自家消費型太陽光設備を設置



「かがわ脱炭素取組大賞」 授賞式の様子 本田専務(左)と池田香川県知事



「脱炭素チャレンジカップ 2024」奨励賞受賞

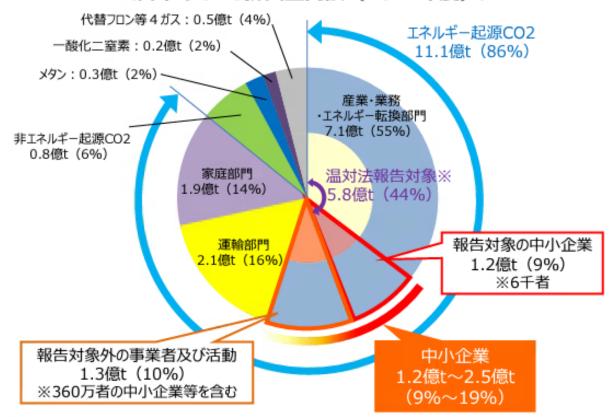
※出所:脱炭素経営推進ガイドブック(令和4年度改定分)「中小規模事業者向けの脱炭素経営導入事例集」 https://www.env.go.jp/content/000114657.pdf、ヒアリングをもとに環境省作成

中堅・中小企業の脱炭素経営の推進は重要



■ 我が国の雇用の約7割を支える中小企業は、日本全体の温室効果ガス排出量のうち約2割を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けても、中堅・中小企業のGXは極めて重要。

<日本のGHG排出量内訳(2017年度)>



※GHGを年間3,000t-CO2以上排出する企業等は、地球温暖化対策推進法に基づく排出量報告対象となっている。

3. 脱炭素化のアイデア

中小企業における脱炭素化への取組ステップ



- 中小企業の脱炭素経営への取組は、
 - ①取組の動機付け(知る)、
 - ②排出量の算定(測る)、
 - ③削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資 (減らす)
- の3ステップで構成される。

①知る



情報の収集

☑ 2050年カーボンニュートラルに向けた 潮流を自分事で捉えましょう

1-2

方針の検討

☑ 現状の経営方針や経営理念を踏ま え、脱炭素経営で目指す方向性を 検討してみましょう

②測る



CO₂排出量の算定

② 自社のCO₂排出量を算定することで、 カーボンニュートラルに向けた取組の 理解を深めましょう



削減ターゲットの特定

☑ 自社の主要な排出源となる事業活動やその設備等を把握することで、どこから削減に取り組むべきかあたりを付けてみましょう

③減らす



削減計画の策定

 $\stackrel{\text{II}}{=}$ 自社の CO_2 排出源の特徴を踏まえ、 削減対策を検討し、実施計画を策 定しましょう



削減対策の実行

☑ 社外の支援も受けながら、削減対策 を実行しましょう。また定期的な見直 しにより、CO₂排出量削減に向けた 取組のレベルアップを図りましょう

脱炭素経営に向けた取組3ステップ



サプライチェーン全体での脱炭素化促進に向け、環境省では中小企業に対して、多様性のある事業者ニーズを踏まえて、①地域ぐるみでの支援体制の構築、②算定ツールや見える化の提供、③削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資に取り組んでいく。

【脱炭素化への取組のステップ】

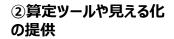
取組が評価され企業価値が向上、投融資や事業機会が拡大

取組の動機付け (知る)





排出量の算定(測る)



- ○支援人材が、中小企業を 回る際に使う算定対話<u>ツー</u> ルの提供[R5新規]
- ○事業者に対する温室効果 ガス排出量の算定ツール (見える化)の提供【R5新 規】※利用はR6からの予定



削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資 (減らす)

③削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資

事業者に対して、<u>削減計画</u> <u>策定支援(</u>モデル事業やガイ ドブック等)

- ・CO2削減目標・計画策定支援 (モデル事業・補助)
- ・削減目標・計画に係るセミナー開催、ガイドブック策定



カーボンフットプリント (CFP) を活用した官民におけるグリーン製品の調達の推進と、その基盤となるガイドラインの整備

事業者に対して、脱炭素化に向けた設備更新への補助、ESG金融の拡大等

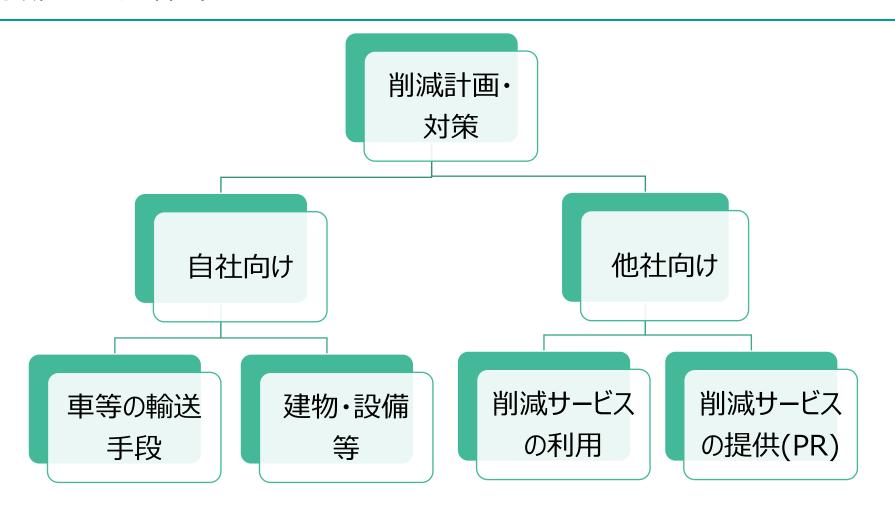
- ・省CO₂型設備更新支援 (1/3, 1/2 or CO2削減比に応じた補助)
- ・サプライチェーン企業が連携した設備 更新(1/2 or 1/3補助)
- ・ESGリース促進
- ・環境金融の拡大に向けた利子補給 事業(年利1%上限)



どのように減らすか?



- ・計画的に削減。
- ・自ら削減するほか、サービスを通じて他社分を削減。
- ・優先順位は、まず、省エネ。



車等の輸送手段による削減 (アイデア)



- ・優先順位は、まず、省エネ。
- ・どうしても使用するエネルギーとして再エネを考える。
- ・購入が難しい場合は、補助金の利用、リース、レンタル。

【省エネ】

- ① エンジンを動かす時間を短く 距離を短く(公共交通機関による輸送、リヤカー付き自転車輸送、回送を減らす) 渋滞を回避する(ナビの利用)
- ② 燃費の改善 燃費の良い車両の利用 メンテナンス(エンジンオイル、タイヤの空気圧のチェック) 適正な車内気温 急発進・急ブレーキを減らす

【再エネ】

- ① 電気自動車 (ハイブリッド車)供給電力は再エネ
- ② バイオ燃料

バイオディーゼル燃料:軽油に5%混合(B5)。普通のディーゼル車で使用可能。 バイオエタノール:資源エネルギー庁がエタノール混合ガソリン(E10、E20)の促進を発表。

建物・設備等による削減(アイデア)



- ・優先順位は、まず、省エネ。
- ・どうしても使用するエネルギーとして再エネを考える。再エネ導入が難しい場合は証書を購入する。
- ・購入が難しい場合は、補助金の利用、PPA、リース。

【省エネ】

- ① 照明をLEDに変更(2027年末までに、すべての一般照明用蛍光灯の製造および輸出入が禁止)
- ② 高効率空調への変更 適正気温 使用時間の確認
- ③ 断熱改修
- ④ 建物の必要性を再考 (規模の見直し、統廃合)

【再エネ】

- ① 自社(屋根、カーポート等)に太陽光発電設備・蓄電池を設置(電気代の値上げに伴い、自家消費目的の設置が増加)
- ② 再エネ電力の契約(相対契約、小売電気事業者の再エネメニュー)
- ③ 証書を購入(J-クレジット、非化石証書)

削減サービスの利用(アイデア)



・自社のCO₂排出量削減にならなくても、社会全体のCO₂排出量削減、コストの削減、脱炭素化経営のPR、社員の環境意識向上等の効果が期待される。

① 廃棄抑制

電子化による紙使用削減(→サービス向上、支店の統廃合) リースによる机・イス等の短期使用・廃棄の削減 長く使える製品購入、メンテナンス マイボトル、湯呑利用推奨

② 再利用

不要品を必要な部署で再利用(備品管理) リースによる机・イス等の短期使用・廃棄の削減

- ③ リサイクル リサイクル素材の製品購入 有価物として売却
- ④ バイオマス製品の利用 バイオマス素材を含む製品購入(バイオプラスチック、紙代替製品等)

支援策が分からない時は?(1)



・補助金等の具体的な相談は、各執行団体(ホームページで検索)へ。





再生可能エネルギー事業支援ガイドブック (環境省、資源エネルギー庁)

省エネポータルサイト (資源エネルギー庁)

支援策が分からない時は?(2)



- ■どの施策を使って良いか分からない場合、相談窓口に相談してみる
- 身の回りの支援機関(金融機関や商工会議所等)に相談してみるのも1つの手段!
- ○中小企業基盤整備機構



○省エネお助け隊 (経産省事業)



民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)





【令和7年度要求額11,900百万円(新規)】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再工ネ導入を促進し、再工ネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- 新たな手法による再工ネ導入・価格低減により、地域の再工ネポテンシャルの有効活用を図る。
- デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再工ネに対する柔軟性を確保する。

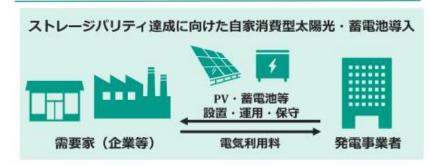
2. 事業内容

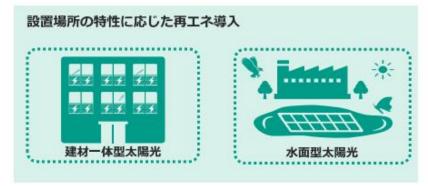
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 設置場所の特性に応じた再工ネ導入・価格低減促進事業
- (3) 離島の脱炭素化等推進事業
- (4) 新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
 - *ストレージバリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと
 - *EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)のメニューにおいて、通信・制御機器、 充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合 に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- ■委託・補助先 民間事業者・団体等
- ■実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ





お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341

民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業(経済産業省連携事業)





初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、主に蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再工ネの最大限の活用と防災性強化を図る。

2. 事業内容

1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にもつながり、電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援、集合住宅・戸 建住宅等への自家消費型太陽光発電設備の導入支援、蓄電池の収益性を高める取組への支援等を通 じ、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ(太陽光発電設備の 導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態)の達 成を目指す。

- ① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 【補助】
 - 業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池(車載型蓄電池を含む)の導入支援を行う。
 - ※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。
 - ※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る(ただし、戸建住宅は逆潮流可)
- ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業 【委託】 ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ②委託事業 ①間接補助事業(太陽光発電設備:定額、蓄電池:定額(上限:補助対象経費の1/3))
- ■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- ■実施期間 令和7年度~令和11年度

4. 事業イメージ



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース		7万円/kW		
購入	4 万円/kW			<u> </u>

- * 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助 も行う。
- *EV・PHV(外部給電可能なものに限る)をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

民間企業等による再工ネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業(一部 農林水産省・経済産業省 連携事業) (1/2)











地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・ 価格低減を促進する。

2. 事業内容

- ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業(補助率1/2) 生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電に ついて、コスト要件(※)を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業(補助額8万円/kW) 駐車場を活用した太陽光発電(ソーラーカーポート等)及び充電設備について、 設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業(補助率3/5、1/2) 住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入 を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態 ①~③間接補助事業(1/2、3/5、定額)
- ■補助対象 民間事業者・団体等
- ■実施期間 ①②③ 令和7年度~令和11年度

4. 事業イメージ



駐車場太陽光(ソーラーカーポート)





営農型太陽光(ソーラーシェアリング)



水面型太陽光

※①コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されてい る同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定 した値を下回るものに限る。

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話:0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業(一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業) ①デコ活





【令和7年度要求額 10,000百万円(4,719百万円)】

環境省

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年CN実現、そのための2030年度46%減(2013年度比)の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③非住宅建築物ストックの省СО2改修調査支援事業
- (2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)
 - ① L C C O 2 削減型の先導的な新築 Z E B 支援事業
 - ② Z E B 化推進に係る調査・普及啓発等検討事業
- (3) 国立公園利用施設の脱炭素化推進事業
- (4) 水インフラにおける脱炭素化推進事業(農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)
- (5) C E × C N の同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)
- (6) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業(一部国土交通省連携事業)
 - ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
 - ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
- (7) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)

3. 事業スキーム

- ■事業形態 間接補助事業 (メニュー別スライドを参照)・委託事業
- ■実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策/サステナブル倉庫普及



省CO2独立型 施設のイメージ



サステナフル倉庫 のイメージ

電話:0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (-部経済産業省連携事業)





業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大 を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげると ともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

新築建築物のZEB普及促進支援事業(経済産業省連携事業)

- ② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業) ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等 の導入を支援する。
- ◆補助要件:ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、 データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通 信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再工ネ設備を導入すること。ZEB リーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
- ◆優先採択:以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- CLT等の新たな木質部材を用いる事業等。
- ◆採択時優遇:建材一体型太陽電池を導入する事業等。
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業 既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を 支援する。
- ◆補助要件: ZEBプランナーの関与、BEIの算出、技術や設計手法、費用等のデータの提供・ 公開 等。

3. 事業スキーム

- 間接補助事業(①②2/3~1/4(上限3~5億円)③1/2(上限100万円))※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。 ■事業形態
- ■補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 令和5年度~令和10年度 ■実施期間

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等				
進へ 国債	新築建築物	既存建築物			
2,000㎡ 未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外			
2,000㎡~ 10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3			
10,000㎡ 以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3			

- ※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000m以上、既存の場合 2.000m以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

電話:0570-028-341

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部経済産業省、国土交通省連携事業)





LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 建築物分野においてZEB化を促進するにあたり、運用時の脱炭素化のみならず建築物のライフサイクルを通じて脱炭素化を目指す先導的な建築物への支援によって2050年のカーボンニュートラル実現をリードする。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリーの技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

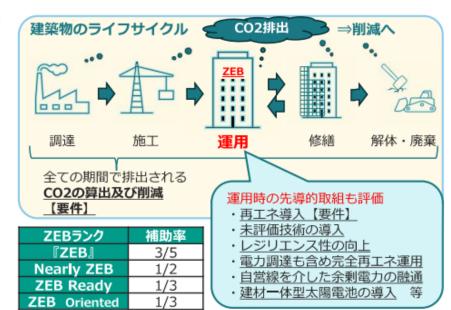
①LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業(経済産業省、国土交通省連携事業) 建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO2(ライフサイクルCO2:LCCO2)を 削減し、かつ先導的な取組を行うZEB建築物の普及拡大のため、下記の要件を満たす 建築物についてZEB化に資するシステム・設備機器等※1の導入を支援する。

- ◆補助要件: ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、 データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を 通信・制御する機器及び再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの 登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業で、LCCO2の算出及び削減等を要件とし、 付随する運用時の先導的な取組も採択時に評価する。
- ◆特に評価する先導的な取組:災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した 余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入 等
- ◆優先採択:以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等
- ② Z E B化推進に係る調査・普及啓発等検討事業 建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- ■事業形態 ①間接補助事業(3/5~1/3(上限5億円))②委託事業
- ■委託先及び補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- ■実施期間 ①令和6年度~令和10年度、②令和6年度~令和8年度

4. 事業イメージ



- ※1 EV等(外部給電可能なものに限る)を充放電設備とセットで購入する 場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)。
- ※2 ①について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- %3 ①について、延べ面積において新築の場合10,000m以上については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話:0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(7) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)





物流施設における省CO2型省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- 補助事業実施による省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで サステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。
- 自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、CO2排出削減や担い手不足対策だけでなく、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラルに向けて、社会全体におけるCO2排出削減が求められている中で、ストックとして長期にわたりCO2排出に影響する物流施設においてCO2排出を削減することは、物流業界全体におけるCO2排出削減に大きく貢献する。また、ドライバーの時間外労働時間の上限規制による輸送能力の不足等のいわゆる2024年問題の解決に向けて、サプライチェーンの結節点である物流施設においても、保管作業の省人化のみならず、荷役作業を含めた物流施設全体の省人化を促進する必要がある。こうした中で、①省CO2化・省人化機器等の導入によるエネルギー消費削減、②保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、③再エネ設備の導入によるエネルギー供給を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開し、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

○補助対象:物流施設における省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業(1/2)(上限1億円)

■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間 令和5年度~令和10年度

4. 事業イメージ

補助対象事業のイメージ



● 省CO2化·省人化機器等の例









無人フォークリフト

無人搬送車

無人けん引車

テ゛ハ゛ンニンク゛ ロホ゛ット

※導入により省CO2化されるものに限る。

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話:0570-028-341

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業(経済産業省・国土交通省連携事業)



環境省

9 A A

【令和7年度要求額 26,613百万円(令和5年度補正予算額11,100百万円)】※3年間で総額34,373百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

- 建築物分野において、2050年の目指すべき姿(ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※の確保)を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、事務所や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、ウェルビーイング/くらしの質の向上を図る。

2. 事業内容

1. 事業目的

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

- ○主な要件: 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が 省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上削減されること(ホ テル・病院・百貨店・飲食店等:30%、事務所・学校等:40%)、BEMSによ るエネルギー管理を行うこと 等
- ○主な対象設備:断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器 等
 - ・設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を 満たすものを対象とする。
 - ・一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- ○補助額: 改修内容に応じて定額(補助率1/2~1/3相当) 等

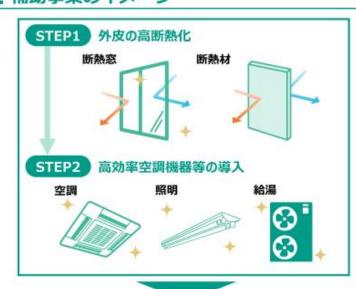
3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業

■委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間 令和5年度~

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能: 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から 用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先:環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話:0570-028-341

重点対策加速化事業の概要

(選定自治体で有利な補助)



- 地域脱炭素移行・再工ネ推進交付金(重点対策加速化事業)は、全国津々浦々で重点的に導入促進を図るべき屋根 置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの取組を、**地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施 する場合に支援**を行うものであり、2030年度排出削減目標達成等のために全国的な再工ネ導入等の底上げを図るもの
- **再工ネ発電設備の一定以上の導入が必要**(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市:1MW以上、その他の市町村:0.5MW以上)

重点対策①

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

【神奈川県厚木市の事例】

 ● 短期間に整備することができるPPAを活用し、公共 施設への太陽光発電設備・蓄電に導入によるレジリ エンス強化を早期に達成する。



重点対策②

地域共生・地域裨益型再エネの立地

【富山県の事例】

● 中小水力発電設備4件(60kW)の導入を支援し、民間事業者による導入を促進。



重点対策③

業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

【愛知県の事例】

■ 民間事業者による新築・既築ZEB(20件) の実現を支援。太陽光や蓄電池の同時導入 を支援。



重点対策④

住宅・建築物の省エネ性能等の向上

【山形県の事例】

県独自の高性能住宅「やまがた健康住宅」600戸の導入を支援。省エネ設備だけではなく、太陽光や蓄電池の同時導入を支援。



重点対策⑤ ゼロカーボン・ドライブ

【鳥根県美郷町の事例】

●個人への車載型蓄電池75 台導入を支援(町の協調 補助あり)。災害協定を交 わし、大規模災害の際に非 常用電源として活用。



重点対策加速化事業の計画策定状況



■ 重点対策加速化事業として、149自治体を選定(35府県、88市、26町)

令和5年度開始 令和4年度開始 令和6年度開始

32自治体 (11県、15市、6町) (18県、47市、12町)

77自治体

(6府県、26市、8町)

40自治体

中国ブロック(4県、10市町)

鳥取県 鳥取県、南部町 鳥根県 島根県、出雲市

美郷町

岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市 呉市、福山市、東広島市、

廿日市市、北広島町

山口県 山口県

九州ブロック(6県、15市町)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、

宗像市、糸島市、大木町

佐賀県 鹿島市

長崎県 長崎県、松浦市

熊本県 能本県、熊本市、荒尾市

大分県 大分県、中津市

宮崎県 宮崎県、串間市、三股町 **鹿児島県** 鹿児島県、鹿屋市、南九州市 近畿ブロック(4府県13市町)

滋賀県 滋賀県

京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市、

南丹市

大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市、

和泉市

兵庫県 芦屋市、宝塚市 奈良県 奈良県、奈良市

和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

北海道ブロック(10市町) 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、

ニセコ町、喜茂別町、滝上町、士幌町、

鹿追町、白糠町

東北ブロック(4県、12市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町 宮城県 宮城県、仙台市、東松島市

秋田県 鹿角市

山形県 山形県、山形市、長井市

福島県福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、

浪汀町

関東ブロック(6県24市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市

群馬県 群馬県

埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市

入間市、新座市、白岡市

東京都 多摩市

神奈川県横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、

厚木市、大和市、開成町

新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市

山梨県 山梨県

静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、24市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町

石川県 石川県、金沢市、加賀市、津幡町

福井県 福井県、越前市

愛知県

長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市

箕輪町、高森町、木曽町、小布施町

岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市

愛知県、岡崎市、半田市、豊田市 三重県 三重県、いなべ市、志摩市

四国ブロック(4県6市町)

徳島県 徳島県、北島町 香川県 香川県

愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、鬼北町

高知県、高知市、土佐町





重点対策加速化事業の計画策定状況(近畿ブロック)



■ 近畿ブロックでは、重点対策加速化事業として、4府県、13市町を選定(令和6年3月4日現在)

滋賀県: 滋賀県

京都府: 京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市

大阪府: 枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市

兵庫県: 芦屋市、宝塚市

奈良県: 奈良県、奈良市

和歌山県: 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町



お問合せ先

環境省

近畿地方環境事務所

地域循環共生圏・脱炭素推進グループ

メール : CN-Kinki@env.go.jp

TEL: 06-6881-6511

最寄り駅:JR桜J宮駅